

土木コスト情報・土木施工単価の適用基準の改訂（2024年度）について

土木コスト情報・土木施工単価の2024年4月春号において、土木工事市場単価・土木工事標準単価の下記工種の補正係数、材料使用量等の適用基準が改訂されておりますが、この改訂内容については、令和6年度建設工事積算基準（堺市建設局）改訂まで適用いたしません。（引き続き、令和5年度土木工事標準積算基準書の補正係数、材料使用量等を適用いたします）
ただし、単価については積算時点季号の単価を適用しますのでご注意ください。

記

1. 2024年4月春号で改定された補正係数、材料使用量等を適用しない工種

◆土木工事市場単価

- ・防護柵設置工（横断・転落防止柵）
- ・防護柵設置工（落石防護柵）
- ・防護柵設置工（落石防止網）
- ・道路標識設置工
- ・法面工
- ・吹付砕工
- ・鉄筋挿入工（ロックボルト工）
- ・橋梁用伸縮継手装置設置工
- ・鉄筋工
- ・型枠工

◆土木工事標準単価

- ・区画線工
- ・高視認性区画線工
- ・排水構造物工

※ 単価については積算時点季号の単価を適用しますので、ご注意ください。

2. 適用案件

- ・令和6年6月3日公告案件（令和6年4月積算）より

問 い 合 わ せ 先

担当課 : 建設局 土木部 土木監理課
電 話 : 072-228-7416